



みな为企业支援

かわら版

vol.11

皆野町では令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を支援しています。今回は～令和3年度みなへの応援パッケージ～を中心に、中小企業・個人事業主の支援策についてお知らせします。

① 中小企業者応援給付金 ㊦ 給付

- 新型コロナウイルスの影響により売上が減少している、町内中小企業・個人事業主に対して、事業の継続を支援する皆野町独自の給付金です。
- 令和3年1月から12月までの期間で、ひと月の事業収入が前年または前々年の同月と比較して、15%以上減少した月がある方が対象です。

給付額 10万円

対象要件 次の条件をすべて満たす方

- ・皆野町内に店舗、工場又は事業所が所在している中小企業者であること
 - ・令和2年12月以前から営利を目的とした事業活動を行い、事業収入を得ていること
 - ・今後も事業活動を継続する意思があること
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月から12月までの事業収入が、前年（2020年）または前々年（2019年）の同月比で、15%以上減少した月があること
 - ・町税を滞納していないこと
- ※不動産収入、配当収入、給与収入、雑収入は対象外です。
※その他詳細は産業観光課までお問い合わせください。

申請期限 令和4年2月28日まで

申請書類 皆野町ホームページ、又は産業観光課・商工会窓口で配布しています。

申込み 皆野町役場産業観光課

問い合わせ 産業観光課 ☎62-1462

② テレワーク導入補助金

- 町内事業者のテレワーク導入を推進するため、PC、タブレット端末等のIT機器導入費用やソフトウェア導入費用を補助します。

対象期間 令和3年4月から12月の間に導入するもの。

対象経費 町内事業所でテレワークを導入するため必要な経費であり、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの。

- ・ PC、タブレット端末等のIT機器導入費用
- ・ ソフトウェア導入費用
- ・ インターネット環境の整備費用

補助金活用の事例

従業員テレワーク用のパソコン購入
 オンライン配信用のパソコン購入
 オンライン会議用大型モニター、タブレット購入

補助金額 補助率 4分の3（1,000円未満の端数は切り捨て）

上限額 一事業者につき30万円

対象要件 次の条件をすべて満たす方

- ・ 町内に店舗、工場または事業所を有し事業を営んでいること
- ・ 町税を滞納していないこと

申請期限 令和3年12月24日まで

申請書類 皆野町ホームページ、又は産業観光課・商工会窓口で配布しています。

申込み 皆野町役場産業観光課

問い合わせ 産業観光課 ☎62-1462

③ 中小企業振興資金融資

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、運転資金を必要とされている方を支援するため、低金利で手続きが簡単な特別融資を実施しています。
- 売上減少の条件等はありません、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける方を幅広く対象としています。

融資上限額 1,000万円

資金使途	運転資金として
対 象	皆野町内に店舗、工場または事業所（法人の場合は本社）を有する中小企業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況の悪化が懸念される方
利 率	0.5%（令和3年9月1日時点）
融資期間	5年以内（据置6か月以内）
信用保証	実質0.6%（令和3年12月末までの融資）
償還方法	原則として元金均等分割返済
取扱金融機関	埼玉りそな銀行皆野支店、秩父支店 埼玉信用組合皆野支店 埼玉縣信用金庫秩父支店 武蔵野銀行秩父支店 東和銀行秩父支店 足利銀行秩父支店 商工中金熊谷支店
申し込み	取扱金融機関を通じて産業観光課で受付

問い合わせ 産業観光課 ☎62-1462

④ 専門家による“よろず相談”受付中！（無料）

- 皆野町及び商工会では、経営の専門家による無料相談を実施しています。
- 新型コロナウイルス感染症に関連した給付金等の申請方法や、経営に関するお悩みを、専門家（中小企業診断士）に無料で相談できます。
- 補助金の申請方法は？ 新しい事業に挑戦したい！ 創業に向け相談したい！など、経営に関するお困りごとを気軽にご相談ください。

相談日	第1木曜日、第3火曜日、第3木曜日
時 間	午前9時から午後5時（予約制） ※1回の相談時間の目安は約60分 ※必要に応じて何度でも相談可能
実施期間	令和4年3月17日(木)まで
対 象	皆野町内の事業者、創業予定者等
場 所	皆野町商工会館 2階 青年部研修室



正村 義明氏



海老沼 彰氏

予約申込先 皆野町商工会 ☎62-1311

5 国民健康保険税・介護保険料の減免

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一定要件を満たす世帯に対して、国民健康保険税、介護保険料を減免・減額するものです。

対象世帯 新型コロナウイルスの影響により、次の要件に該当する方

国民健康保険税の要件

- <全額減免> 世帯主が死亡・重篤となった
- <一部減額> 世帯主の収入が前年と比べ3割以上減少している

- 申請書類
- ・減免申請書
 - ・収入減少申告書

申請書類は皆野町ホームページ、又は税務課窓口で配布しています。

問い合わせ 税務課 ☎62-1461

介護保険料の要件

- <全額減免> 本人または生計維持者が死亡・重篤となった
- <一部減額> ・本人または生計維持者の収入が前年と比べ3割以上減少している
- ・減少した収入以外の所得合計が400万円以下

- 申請書類
- ・介護保険料減免・徴収猶予申請書
 - ・減免申請書
 - ・収入減少申告書

申請書類は皆野町ホームページ、又は福祉課窓口で配布しています。

問い合わせ 福祉課 ☎62-1233

■商工会の取り組み

- 皆野町商工会では事業者からの相談を受け付けています。
- 新加入会員募集推進中です。

☎62-1311

発行：皆野町役場 産業観光課 商工観光担当

みなのお企業支援かわら版は、事業者の皆様に役立つ情報を簡潔にまとめたものです。
表現の都合上、実際の内容と異なる場合がありますので予めご了承ください。2021/9/21